

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【計算期間】	自 2025年10月1日 至 2026年3月31日
【ファンド名】	SPDR [®] ゴールド・トラスト (SPDR [®] Gold Trust)
【発行者名】	ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 ジョナサン・スピーゲル (Principal Executive Officer, Jonathan Spiegel) 最高財務会計責任者 アマンダ・クリチマン (Principal Financial and Accounting Officer, Amanda Krichman)
【本店の所在の場所】	ニューヨーク州 10017 ニューヨーク郡 サード アヴェニュー 685 2702号室 (27階) (685 Third Avenue, Suite 2702 (27th Floor) New York, NY 10017)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓
【代理人の住所又は所在地】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 唐 美 佳
【連絡場所】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。
- ・「本信託」
SPDR[®] ゴールド・トラスト(SPDR[®] Gold Trust)を意味します。
 - ・「本受益権」
SPDR[®] ゴールド・シェア(SPDR[®] Gold Shares)を意味します。
 - ・「スポンサー」
ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)を指します。
 - ・「受託者」
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)を指します。

- ・「マーケティング・エージェント」
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)を指します。
 - ・「本カストディアン」
本信託のカストディアンであるエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc、以下「HSBC」といいます。)およびJPモルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.、以下「JPM」といいます。)を指します。2014年12月22日より前は、HSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)が本信託の唯一のカストディアンを務めていました。2014年12月22日付でHSBCが本信託の唯一のカストディアンとなり、2022年12月6日付でJPMがカストディアンとして追加されました。
 - ・「預託機関」
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)またはスポンサーおよび受託者がスポンサーと受託者との間の信託約款の定めに従い選択するSPDR[®] ゴールド・シェアのその他の預託機関を指します。
 - ・「DTC」
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を指します。
 - ・「DTC参加者」
DTCへの参加者を指します。
 - ・「間接参加者」
直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者を指します。
 - ・「本受益権保有者」
SPDR[®] ゴールド・シェアの受益権の保有者を指します。
 - ・「バスケット」
本受益権100,000口単位を意味します。
 - ・「NAV」
純資産価額を意味します。
 - ・「CFTC」
商品先物取引委員会を意味します。
 - ・「CEA」
1936年米国商品取引法を意味します。
 - ・「LBMA」
ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)を意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨であるドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=159.46円の換算率(2026年6月1日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(2026年3月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(注2)	運用比率(%)
金	ロンドン(英国)	HSBC(ロンドン) 11,112,933千ドル (1,772,068,296千円)	7.16%
		JPM(ロンドン) 140,673,077千ドル (22,431,728,858千円)	90.69%
	ニューヨーク(米国)	JPM(ニューヨーク) 3,381,589千ドル (539,228,182千円)	2.18%
小計		155,167,600千ドル (24,743,025,496千円)	100.04%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産(負債控除後)		-56,775千ドル (-9,053,342千円)	-0.04%
合計(純資産総額)		155,110,825千ドル (24,733,972,155千円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 金の時価合計には、金の未収入金を含みます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

各月の最終営業日	本受益権1口当たり 純資産価額	本信託の純資産価額総額	換算率
2025年6月30日	302.87ドル (43,858.6円)	100,644,114千ドル (14,574,274,148千円)	1ドル=144.81円
2025年7月31日	303.82ドル (45,387.7円)	101,202,096千ドル (15,118,581,121千円)	1ドル=149.39円
2025年8月29日	315.72ドル (46,385.6円)	107,756,639千ドル (15,831,605,402千円)	1ドル=146.92円
2025年9月30日	352.09ドル (52,419.2円)	124,532,860千ドル (18,540,452,197千円)	1ドル=148.88円
2025年10月31日	369.10ドル (56,878.3円)	133,984,053千ドル (20,646,942,567千円)	1ドル=154.10円
2025年11月28日	385.51ドル (60,382.4円)	140,826,692千ドル (22,057,684,768千円)	1ドル=156.63円
2025年12月31日	396.12ドル (62,016.5円)	148,228,262千ドル (23,206,616,699千円)	1ドル=156.56円
2026年1月30日	457.95ドル (70,368.6円)	174,068,528千ドル (26,747,370,012千円)	1ドル=153.66円
2026年2月27日	479.92ドル (74,776.3円)	184,864,318千ドル (28,803,709,388千円)	1ドル=155.81円
2026年3月31日	423.34ドル (67,683.6円)	155,110,825千ドル (24,799,118,701千円)	1ドル=159.88円
2026年4月30日	423.48ドル (67,922.0円)	153,509,931千ドル (24,621,457,833千円)	1ドル=160.39円
2026年5月29日	417.34ドル (66,519.8円)	150,367,515千ドル (23,967,078,216千円)	1ドル=159.39円
2026年6月1日	408.45ドル (65,131.4円)	147,123,813千ドル (23,460,363,221千円)	1ドル=159.46円

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2025年12月31日については、2025年12月30日時点の換算率により計算されています。

東京証券取引所の本受益権 1口当たり時価

各月の最終営業日	東京証券取引所の本受益権 1口当たり時価	換算率
2025年6月30日	301.36ドル (43,640円)	1ドル=144.81円
2025年7月31日	303.10ドル (45,280円)	1ドル=149.39円
2025年8月29日	314.39ドル (46,190円)	1ドル=146.92円
2025年9月30日	354.58ドル (52,790円)	1ドル=148.88円
2025年10月31日	368.66ドル (56,810円)	1ドル=154.10円
2025年11月28日	384.15ドル (60,170円)	1ドル=156.63円
2025年12月30日	400.42ドル (62,690円)	1ドル=156.56円
2026年1月30日	475.86ドル (73,120円)	1ドル=153.66円
2026年2月27日	477.31ドル (74,370円)	1ドル=155.81円
2026年3月31日	418.00ドル (66,830円)	1ドル=159.88円
2026年4月30日	420.10ドル (67,380円)	1ドル=160.39円
2026年5月29日	414.52ドル (66,070円)	1ドル=159.39円
2026年6月1日	414.40ドル (66,080円)	1ドル=159.46円

(注1) 上記表において、ドルへの換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

NYSEアーカ取引所の本受益権1口当たり時価

各月の最終営業日	NYSEアーカ取引所の本受益権 1口当たり時価	換算率
2025年6月30日	304.83ドル (44,142円)	1ドル=144.81円
2025年7月31日	302.96ドル (45,259円)	1ドル=149.39円
2025年8月29日	318.07ドル (46,731円)	1ドル=146.92円
2025年9月30日	355.47ドル (52,922円)	1ドル=148.88円
2025年10月31日	368.12ドル (56,727円)	1ドル=154.10円
2025年11月28日	387.88ドル (60,754円)	1ドル=156.63円
2025年12月31日	396.31ドル (62,046円)	1ドル=156.56円
2026年1月30日	444.95ドル (68,371円)	1ドル=153.66円
2026年2月27日	483.75ドル (75,373円)	1ドル=155.81円
2026年3月31日	430.29ドル (68,795円)	1ドル=159.88円
2026年4月30日	423.66ドル (67,951円)	1ドル=160.39円
2026年5月29日	417.12ドル (66,485円)	1ドル=159.39円
2026年6月1日	411.26ドル (65,580円)	1ドル=159.46円

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。ただし、2025年12月31日については、2025年12月30日時点の換算率により計算されています。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
2025年4月1日～2026年3月31日	47.36%

2【販売及び買戻しの実績】

	設定(千口)	解約(千口)	発行済口数(千口)
2025年4月1日～2026年3月31日	188,800	147,700	366,400

3【ファンドの経理状況】

ファンド(以下「本信託」といいます。)に係る2026年3月31日に終了した中間会計期間の日本語の中間財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。本信託の中間財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第328条第5項ただし書の規定が適用されています。

本信託の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等(以下「監査法人」といいます。))による監査を受けていません。

本信託の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の中間財務書類には、財務諸表等規則第331条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2026年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=159.46円を用いて行われ、千円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

SPDR[®] ゴールド・トラスト

貸借対照表

2026年3月31日(未監査)および2025年9月30日現在

(受益権1口当たりの データ以外、千ドル (千円))	2026年3月31日 (未監査)		2025年9月30日	
	千ドル	千円	千ドル	千円
資 産				
金投資(公正価値) (2026年3月31日の取 得原価: 96,197,526千 ドル、 2025年9月30日の取得 原価: 77,748,740千ド ル)	154,998,265	24,716,023,337	124,430,281	19,841,652,608
金の未収入金	169,335	27,002,159	140,834	22,457,390
資産合計	155,167,600	24,743,025,496	124,571,115	19,864,109,998
負 債				
スポンサーに対する未 払金	56,775	9,053,342	38,255	6,100,142
金の未払金	-	-	-	-
負債合計	56,775	9,053,342	38,255	6,100,142
純 資 産	155,110,825	24,733,972,155	124,532,860	19,858,009,856
発行済および流通受益 権数(1)	366,400,000	-	353,700,000	-
受益権1口当たり純資 産額	423.34	67,506	352.09	56,144

(1) 授権受益権資本は無制限で、受益権各口の額面価値は0.00ドル。

財務書類(未監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

投資明細表

2026年3月31日(未監査)

(パーセンテージ 以外、千単位)	金の保有量	取得原価		公正価値		純資産に 対する割合 %
		千ドル	千円	千ドル	千円	
	千オンス					
金投資	33,634.2	96,197,526	15,339,657,496	154,998,265	24,716,023,337	99.93
投資総額		96,197,526	15,339,657,496	154,998,265	24,716,023,337	99.93
その他資産/負債 を超過する資産 (負債)の額				112,560	17,948,818	0.07
純資産				155,110,825	24,733,972,155	100.00

2025年9月30日

(パーセンテージ 以外、千単位)	金の保有量	取得原価		公正価値		純資産に 対する割合 %
		千ドル	千円	千ドル	千円	
	千オンス					
金投資	32,528.2	77,748,740	12,397,814,080	124,430,281	19,841,652,608	99.92
投資総額		77,748,740	12,397,814,080	124,430,281	19,841,652,608	99.92
その他資産を超過 する負債の額				102,579	16,357,247	0.08
純資産				124,532,860	19,858,009,856	100.00

財務書類(未監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

損益計算書(未監査)

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間

(受益権1口当たりのデータ以外、千ドル(千円))	2026年3月31日に終了した3か月間		2025年3月31日に終了した3か月間		2026年3月31日に終了した6か月間		2025年3月31日に終了した6か月間	
	(未監査)		(未監査)		(未監査)		(未監査)	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
費用								
スポンサー報酬	165,651	26,414,708	80,365	12,815,003	306,064	48,804,965	156,056	24,884,690
費用合計	165,651	26,414,708	80,365	12,815,003	306,064	48,804,965	156,056	24,884,690
純投資損失	(165,651)	(26,414,708)	(80,365)	(12,815,003)	(306,064)	(48,804,965)	(156,056)	(24,884,690)
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額								
費用支払のために売却した金投資の純実現利益(損失)	70,453	11,234,435	24,129	3,847,610	120,193	19,165,976	46,435	7,404,525
受益権の償還により分配した金の純実現利益(損失)	9,038,945	1,441,350,170	2,484,386	396,160,192	13,783,985	2,197,994,248	4,637,254	739,456,523
金投資における未実現利益(損失)の純変動額	1,279,483	204,026,359	11,843,636	1,888,586,197	12,119,198	1,932,527,313	9,139,821	1,457,435,857
金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額	10,388,881	1,656,610,964	14,352,151	2,288,593,998	26,023,376	4,149,687,537	13,823,510	2,204,296,905
営業活動により生じた純資産の純増加(減少)								
受益権1口当たり純資産の純増加(減少)	27.18	4,334.12	46.18	7,363.86	69.45	11,074.50	44.49	7,094.38
加重平均受益権数(千口)	376,089	-	309,066	-	370,307	-	307,227	-

財務書類(未監査)の注記を参照。

SPDR[®] ゴールド・トラスト

キャッシュ・フロー計算書(未監査)

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間

	2026年3月31日に 終了した3か月間		2025年3月31日に 終了した3か月間		2026年3月31日に 終了した6か月間		2025年3月31日に 終了した6か月間	
	(未監査)		(未監査)		(未監査)		(未監査)	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
営業キャッシュ・フローの増加/減少:								
費用支払のために売却した金による収入	158,753	25,314,753	75,824	12,090,895	287,544	45,851,766	149,975	23,915,014
現金費用支払額	(158,753)	(25,314,753)	(75,824)	(12,090,895)	(287,544)	(45,851,766)	(149,975)	(23,915,014)
営業活動により生じた現金の増加(減少)	-	-	-	-	-	-	-	-
現金および現金同等物の期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-
現金および現金同等物の期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-
非現金財務活動の補足的な開示:								
受益権の設定により受領した金の価値 - 金の未収入金変動除後	17,503,470	2,791,103,326	13,775,997	2,196,720,482	38,170,676	6,086,695,995	21,050,338	3,356,686,897
受益権の償還により分配した金の価値 - 金の未払金変動除後	21,211,533	3,382,391,052	7,955,231	1,268,541,135	33,338,524	5,316,161,037	15,114,312	2,410,128,192
営業活動により生じた純資産の純増加(減少)の営業活動により生じた純キャッシュへの調整:								
営業活動により生じた純資産の純増加(減少)	10,223,230	1,630,196,256	14,271,786	2,275,778,996	25,717,312	4,100,882,572	13,667,454	2,179,412,215
純増加(減少)を営業活動により生じた純キャッシュへ調整するための修正:								
費用支払のために売却した金による収入	158,753	25,314,753	75,824	12,090,895	287,544	45,851,766	149,975	23,915,014
費用支払のために売却した金投資の純実現(利益)損失	(70,453)	(11,234,435)	(24,129)	(3,847,610)	(120,193)	(19,165,976)	(46,435)	(7,404,525)
受益権の償還により分配した金の純実現(利益)損失	(9,038,945)	(1,441,350,170)	(2,484,386)	(396,160,192)	(13,783,985)	(2,197,994,248)	(4,637,254)	(739,456,523)
金投資における未実現の価値(利益)損失の純変動額	(1,279,483)	(204,026,359)	(11,843,636)	(1,888,586,197)	(12,119,198)	(1,932,527,313)	(9,139,821)	(1,457,435,857)
スポンサーに対する未払金の増加(減少)	6,898	1,099,955	4,541	724,108	18,520	2,953,199	6,081	969,676
営業活動により生じた純キャッシュ	-	-	-	-	-	-	-	-

財務書類(未監査)の注記を参照。

[次へ](#)

SPDR[®] ゴールド・トラスト

純資産変動計算書(未監査)

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間

	2026年3月31日に 終了した3か月間		2025年3月31日に 終了した3か月間		2026年3月31日に 終了した6か月間		2025年3月31日に 終了した6か月間	
	(未監査)		(未監査)		(未監査)		(未監査)	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
純資産 - 期首 残高	148,228,262	23,636,478,659	73,215,075	11,674,875,860	124,532,860	19,858,009,856	73,704,147	11,752,863,281
設定	17,672,805	2,818,105,485	13,919,642	2,219,626,113	38,199,177	6,091,240,764	21,193,982	3,379,592,370
償還	(21,013,472)	(3,350,808,245)	(7,955,231)	(1,268,541,135)	(33,338,524)	(5,316,161,037)	(15,114,312)	(2,410,128,192)
純投資 損失	(165,651)	(26,414,708)	(80,365)	(12,815,003)	(306,064)	(48,804,965)	(156,056)	(24,884,690)
費用 支払 のため に売却 した金 投資の 純実 現利益 (損失)	70,453	11,234,435	24,129	3,847,610	120,193	19,165,976	46,435	7,404,525
受益 権の 償還 により 分配 した金 の純 実現 利益 (損失)	9,038,945	1,441,350,170	2,484,386	396,160,192	13,783,985	2,197,994,248	4,637,254	739,456,523
金投 資に おける 未実 現の 価値 利益 (損失) の 純変 動額	1,279,483	204,026,359	11,843,636	1,888,586,197	12,119,198	1,932,527,313	9,139,821	1,457,435,857
純資産 - 期末 残高	155,110,825	24,733,972,155	93,451,272	14,901,739,833	155,110,825	24,733,972,155	93,451,272	14,901,739,833

設定および償還受益権数の変動

	2026年3月31日に 終了した3か月間	2025年3月31日に 終了した3か月間	2026年3月31日に 終了した6か月間	2025年3月31日に 終了した6か月間
	(未監査)	(未監査)	(未監査)	(未監査)
	(千口)	(千口)	(千口)	(千口)
発行済および流通受 益権数 - 期首残高	374,200	303,800	353,700	303,300
設 定	39,000	51,900	92,300	81,500
償 還	(46,800)	(30,400)	(79,600)	(59,500)
発行済および流通受 益権数 - 期末残高	366,400	325,300	366,400	325,300

財務書類(未監査)の注記を参照。

[次へ](#)

SPDR[®] ゴールド・トラスト

財務書類(未監査)の注記

1. 組織

SPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)は2004年11月12日にニューヨーク州法の下で信託約款(以下「信託約款」といいます。)にしたがって創設された投資信託です。本信託の事業年度終了日は9月30日です。本信託は金を保有すること、受益権(以下「本受益権」といいます。)(最低単位を100,000口とし、「バスケット」とも言います。)を金預託と交換に随時発行し、バスケットの償還と関連して金を分配することが期待されています。本信託の投資目的は、本受益権が金地金の価格(本信託費用控除後)のパフォーマンスを反映することです。ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)は、本信託のスポンサーです(以下「スポンサー」といいます。)。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)は本信託の受託者の一人です(以下「受託者」といいます。)。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC)は本信託のマーケティング・エージェントです(以下「マーケティング・エージェント」といいます。)。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)とJPモルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.)は本信託のカストディアンです(以下それぞれまたは総称して「本カストディアン」といいます。)。

本受益権は、「GLD」という符号でNYSEアーカ取引所で取引され、投資家に金地金価格への市場エクスポージャーを入手するために有効な方法を提供します。本受益権はまた、香港証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、シンガポール証券取引所および東京証券取引所に上場しています。

受託者は、本信託により保有される金を活発に運用しません。これは、受託者が金が高値の際に売却しないこと、または、将来価格が上昇するという見通しに基づいて金を安値で取得しないことを意味します。これはまた、受託者が、価格低下による損失リスクを減少させるために専門的な金投資家によって利用されるヘッジ技術を利用しないことを意味します。本信託による継続的な損失は、本受益権の価値に悪影響を及ぼすこととなります。

2026年3月31日時点の貸借対照表および投資明細表、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および純資産変動計算書は、監査を経ることなく本信託のために作成されています。本信託のスポンサーの経営陣の意見によれば、2026年3月31日に終了した3か月間および6か月間ならびに表示されたすべての期間における財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示するために必要となるすべての修正(通常の経常的な修正を含みます。)がなされています。

これらの財務書類は、2025年9月30日に終了した事業年度に関するフォーム10-Kによる本信託の年次報告書に含まれる財務書類およびその注記と併せて読まれるべきものです。2026年3月31日に終了した3か月間および6か月間の経営成績は、必ずしも年間を通じた経営成績を示唆するものではありません。

2. 重要な会計方針

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計基準」といいます。)に準拠する財務書類の作成は、財務書類の作成責任者に対して、報告数値や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを求めています。実績はこうした見積額と異なる可能性があります。以下は本信託が準拠する重要な会計方針の要約です。

2.1 会計の基礎

会計目的のみにおいて、本信託は、投資会社であるため、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)の専門的な会計および報告規則である会計基準集トピック946「金融サービス 投資会社」が適用されます。1940年米国投資会社法(その後の改正を含みます。)上、本信託は投資会社として登録されていません。

2.2 公正価値の測定

FASB会計基準集トピック820の「公正価値測定および開示」は、公正価値の唯一の定義、公正価値測定の階層および公正価値の調整についての拡大された開示を定めています。

本信託は、いかなるデリバティブ商品も保有しておらず、本信託の資産は、特定金口座の金地金ならびに適宜(i)金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表します。)および(ii)費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

米国会計基準において、公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格として定義されています。本信託は、投資を公正価値で評価する方針としています。

本信託の資産および負債の公正価値の決定について、様々なインプットが利用されています。インプットは独立した市場データ(以下「観測可能なインプット」といいます。)に基づく場合もあれば、内部的に設定されるもの(以下「観測不能なインプット」といいます。)もあります。これらインプットは、財務報告目的のための3つの広範なレベルからなる開示上の階層に分類されます。資産または負債について決定される価値の公正価値階層のレベルは、公正価値測定全体にとって重要であるインプットのうち最も低いレベルに基づきます。公正価値階層は以下の3つのレベルに分類されます。

- ・レベル1 - 同一資産または負債の活発な市場における調整前市場価格。
- ・レベル2 - レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的もしくは間接的に観測可能であるもの。これに含まれるのは、活発な市場における類似資産または負債の市場価格、活発でないと思なされる市場における同一あるいは類似資産または負債の市場価格、資産または負債について観測可能である市場価格以外のインプットおよび主に相関性による市場データもしくはその他の方法から得られたインプットまたはそれにより裏付けられたインプット。
- ・レベル3 - 投資の公正価値の決定に利用される本信託の仮定を含めた、資産または負債について観測不能なインプット。

本信託の投資の公正価値の要約表は以下のとおりです。

(千ドル)			
2026年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
金投資	154,998,265	-	-
合計	154,998,265	-	-
(千ドル)			
2025年9月30日	レベル1	レベル2	レベル3
金投資	124,430,281	-	-
合計	124,430,281	-	-

2026年3月31日に終了した6か月間および2025年9月30日に終了した事業年度につき、レベル1とその他のレベル間での移行はありませんでした。

受託者は、独自に管理されたオークション・プロセスならびにロンドン地金市場協会(London Bullion Market Association、以下「LBMA」といいます。)の包括的な管理および運営を提供するベンチマーク・アドミニストレーターであるICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration Limited、以下「IBA」といいます。)によって定義された金1オンスの価格に基づき、本信託が保有する金を評価しています。本信託の純資産価額(以下「NAV」といいます。)を決定する際、受託者は、電子的なオークションおよび不均衡が計算された上で繰り返し(30秒ごと)調整される価格であるIBA午後3時のオークション過程で決定された金1オンスの価格(以下「LBMA午後金価格」といいます。)に基づき、本信託が保有する金を評価します。かかるオークションは、1日2回、ロンドン時間の午前10時30分と午後3時に行われます。受託者は、当該日のLBMA午後金価格の公表またはニューヨーク時間午後12時の早い方の時点で、それぞれの日のNYSEアーカ取引所での本信託のNAVが通常取引のために入手可能であることを決定します。特定の評価日にLBMA午後金価格が決定されない場合または特定の評価日のニューヨーク時間午後12時までにLBMA午後金価格が公表されない場合、次の直近のLBMA金価格(LBMA Gold Price)(午前または午後)が、本信託のNAVの決定に用いられます。ただし、スポンサーとの協議の上、受託者が、当該価格がかかる決定の基礎として不適切であると判断した場合を除きます。

2.3 金の保管

金は、本信託に代わって本カストディアンにより保有されており、その100%が、グッド・デリバリーの金の延べ棒の仕様に割り当てられています。サブカストディアンによって保有されているものを含め、各本カストディアンにより保有されている金の現時点でのリストは、スポンサーのウェブサイトであるwww.spdrgoldshares.comで入手可能です。

2.4 金の未収入金

金の未収入金は、本受益権設定のため契約上拘束された注文によってカバーされる金の量を表し、金が本信託口座に移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から1営業日以内に移転します。

(千ドル)	2026年3月31日	2025年9月30日
金の未収入金	169,335	140,834

2.5 金の未払金

金の未払金は、本受益権償還のため契約上拘束された注文によってカバーされている金の量を表し、金が本信託口座から移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から1営業日以内に移転します。

(千ドル)	2026年3月31日	2025年9月30日
金の未払金	-	-

2.6 本受益権の設定および償還

本信託は本受益権を、随時、ただし1以上のバスケット単位(1バスケットは、100,000口の本受益権に相当します。)でのみ設定、償還します。本信託は、一定の認定された参加者(以下「認定参加者」といいます。)に対して、継続的に本受益権をバスケット単位で発行します。バスケットの設定および償還は、設定または償還されるバスケットによって表わされた金および現金(もしあれば)の額の本信託への引渡または本信託による分配との交換でのみ行われます。その額は、バスケットの設定または償還の注文を適切に受けた日に決定された設定または償還されるバスケットに含まれる本受益権数の純資産価額の合計額に基づきます。

本信託の本受益権は認定参加者の選択によりバスケット単位で償還できるため、本信託は財務報告目的で、本受益権を純資産に区分しました。2026年3月31日および2025年3月31日に終了した6か月間の設定および償還受益権数の変動ならびに設定および償還受益権価値の変動は以下のとおりです。

(千口)	2026年3月31日に 終了した6か月間	2025年3月31日に 終了した6か月間
設定および償還受益権数の変動:		
設 定	92,300	81,500
償 還	(79,600)	(59,500)
設定および償還受益権数の変動	12,700	22,000

(千ドル)	2026年3月31日に 終了した6か月間	2025年3月31日に 終了した6か月間
設定および償還受益権価値の変動:		
設 定	38,199,177	21,193,982
償 還	(33,338,524)	(15,114,312)
設定および償還受益権価値の変動	4,860,653	6,079,671

2.7 利益および費用

受託者は、スポンサーの指示または自身の裁量によって、本信託の費用の支払いに必要な際には本信託の金を売却します。費用支払のために金を売却する場合、受託者は、金以外の本信託の保有資産を最小限にするため、費用支払に必要な金を最小量で売却するように努めます。スポンサーの別段の指示がない限り、受託者は売却注文後の次のLBMA午後金価格(LBMA Gold Price PM)で金を本カスタディアンに売却します。損益は売却価格と売却した金の平均原価の差額に基づき認識され、かかる差額は損益計算書において費用支払のために売却された金投資の正味実現利益(損失)として報告されます。

2026年3月31日に終了した3か月間および6か月間の本信託の金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額それぞれ10,388,881千ドルおよび26,023,376千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益(損失)それぞれ70,453千ドルおよび120,193千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益(損失)それぞれ9,038,945千ドルおよび13,783,985千ドルおよび金投資における未実現利益(損失)における変動額それぞれ1,279,483千ドルおよび12,119,198千ドルで構成されています。

2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間の本信託の金投資における未実現利益(損失)の純実現額および変動額での純利益それぞれ14,352,151千ドルおよび13,823,510千ドルは、費用支払のための金の売却からの実現利益(損失)それぞれ24,129千ドルおよび46,435千ドル、受益権償還のため分配した金からの実現利益(損失)それぞれ2,484,386千ドルおよび4,637,254千ドルおよび金投資における未実現利益(損失)における変動額それぞれ11,843,636千ドルおよび9,139,821千ドルで構成されています。

2.8 所得税

本信託は米国連邦所得税目的上「譲与者信託」に分類されています。そのため、本信託自体は米国連邦所得税が課されません。その代わりに、本信託の損益は本受益権保有者に貫流し、受託者はそれに基づき本信託の収入、所得、控除、損益を内国歳入庁に報告します。本信託のスポンサーは、財務書類上で認識を必要とする不確実な税務ポジションの有無を検討し、2026年3月31日現在または2025年9月30日現在で、不確実な税務ポジションに係る引当金は必要ないと判断しました。

スポンサーは、当該税務ポジションが「50%超」の確率で関連税務当局に認められるかどうかを判断するため、本信託の税務上の取扱いおよび株主向けの報告の過程で採用または採用することが予想される税務ポジションを評価します。基準を満たさないと思われる税務ポジションは当事業年度において費用として計上されます。本信託はすべての税務申告書修正可能期間を分析することが求められています。税務申告書修正可能期間は、関連税務当局による税務調査が可能な期間のことをいいます。2026年、2025年、2024年および2023年3月31日現在の課税年度は、税務調査が可能となっています。当事業年度において継続中となっている税務調査はありません。

2.9 セグメント報告

スポンサーの最高財務会計責任者が、本信託の最高経営意思決定者(以下「CODM」といいます。)の役割を果たしています。CODMは本信託の運用結果を全体的に監視し、本信託の資産配分は目論見書に従って管理されています。本信託は、投資目的に従った単一のオペレーティングおよび報告セグメントとして機能しています。本信託の目論見書には、本信託の手数料、投資目的および主要リスクなどが記載されています。CODMがセグメントの業績を評価し資産配分を行うために使用される本信託のポートフォリオ構成、総合利回り、経費率および純資産の変化は、本信託の財務書類中に記載されている情報と整合しています。付随する財務書類には本信託のセグメント別資産、負債、収益および費用が詳細に記載されています。セグメント別資産は、本信託の貸借対照表に「総資産」として反映されており、重要なセグメント別費用は損益計算書に記載されています。

3. 関連当事者 - スポンサーおよび受託者

本信託の唯一の経常固定費用は、スポンサーが本信託のすべての通常の手数料および費用(受託者の手数料および費用、金の延べ棒の保管のための本カストディアンの手数料および費用、スポンサーの手数料および費用、税金、マーケティング・エージェントの手数料、印刷および郵送費用、弁護士および監査費用、登録料、NYSEアーカ取引所上場費用、その他マーケティング費用および経費を含みます。)を負担する責任を負う対価として日次純資産価額の0.40%に相当する年率で日々生じるスポンサー報酬です。

受託者の関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

4. リスクの集中

本信託の主な事業活動は金への投資ならびに受益権の発行および販売です。次のような要因を含む、様々な要因が金価格に影響を及ぼします。(i)世界的な需要と供給(これは、装身具における金の使用、技術的および工業的利用、延べ棒、コイン、その他の金製品の形態での投資家による購入、金生産会社による先渡売却、金のヘッジ・ポジション解消のための金生産会社による購入、中央銀行による売買、中国、豪州、カナダ、米国等の主要金産出国の生産ならびにコスト水準等の影響を受けます。)、()インフレ率に関する投資家の予想、()為替レート、()金利、()ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、()所得の伸び、国内総生産および金融政策等のその他の経済変数、()世界または地域の政治、経済、金融関連の事象および状況、特に性質上想定外のもの。さらに、金は、世界中の投資家により財産を保全するために利用されていますが、将来的な購買力という点で金が長期的な価値を維持することの保証はありません。金価格が下落した場合、本受益権の投資価値は値下がりに応じて低下するとスポンサーは予想しています。こうした各事象は本信託の財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

5. 補償

スポンサーならびにその株主、メンバー、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託により補償を受けています。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意による無視により生じた責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託による支払いを含みます。信託約款の下では、スポンサーは、信託約款の条項の下でその行為が補償を得ることについて不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託による補償を求めることができます。スポンサーはまた、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの間で締結したマーケティング・エージェント契約(2015年7月17日改定)またはバスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の引渡しについての手続を定めた認定参加者と締結した契約の下で発生するいかなる損失、負債または費用についても、かかる損失、負債または費用が、受託者がスポンサーに提出した書面によるいかなる報告書に含まれる重要事項の不実の記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。スポンサーへの未払金額は本信託の資産に対する先取特権により保全されます。

スポンサーは、特定の当事者が特定の負債について補償を受けること、およびそのような当事者がこれらの負債に関し支払うことを要求される可能性がある支払いに資金を拠出することに合意しました。受託者はかかる当事者に対して、当該負債に関連してスポンサーから支払われるべき補償および拠出金額について、スポンサーが支払うべき時期までに、当該金額を支払わなかった限度で、本信託資産のみから、またその限度で補償することに合意しました。スポンサーは、受託者が前文で述べられた補償義務に関連して支払う金額の範囲まで、本信託のために受託者が、スポンサーに対する被補償当事者の権利を代位し、引き継ぐことに合意しました。

6. コミットメントおよび偶発債務

通常の業務において、本信託は、一般的な補償条項を含む契約をサービス提供者と締結する場合があります。これらの契約の下での本信託の最大負担額は、まだ発生していない、本信託に対して申し立てられる可能性がある将来の潜在的な請求を含むため、不明です。

7. 財務ハイライト

本信託の2026年3月31日および2025年3月31日それぞれに終了した3か月間および6か月間の運用実績および発行済受益権の運用に関して、以下の財務ハイライトを表示します。総利益率(純資産価額)は当該期間中の本受益権の純資産価額の変動に基づいており、総利益率(時価)は当該期間中のNYSEアーカ取引所における本受益権の市場価格の変動に基づいています。それぞれの投資家の収益および比率は取引の時期により異なる可能性があります。

財務ハイライト(未監査)

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した3か月間および6か月間

	2026年3月31日 に終了した 3か月間	2025年3月31日 に終了した 3か月間	2026年3月31日 に終了した 6か月間	2025年3月31日 に終了した 6か月間
純資産価額(ドル)				
1口当たり純資産価額(期首)	396.12	241.00	352.09	243.01
投資純利益/(損失)(1)	(0.44)	(0.26)	(0.83)	(0.51)
未実現利益(損失)のうちの純実現額および変動額(2)	27.66	46.54	72.08	44.78
営業活動により生じた純資産の純増加(減少)	27.22	46.28	71.25	44.27
受益権1口当たり純資産価額(期末)	423.34	287.28	423.34	287.28
受益権1口当たり時価(期首)	396.31	242.13	355.47	243.06
受益権1口当たり時価(期末)	430.29	288.14	430.29	288.14
平均純資産に対する割合(%)				
投資純損失(3)	(0.40)	(0.40)	(0.40)	(0.40)
費用総額(3)	0.40	0.40	0.40	0.40
純費用(3)	0.40	0.40	0.40	0.40
総利益率(純資産価額)(4)	6.87	19.20	20.24	18.22
総利益率(時価)(4)	8.57	19.00	21.05	18.55

- (1) 当該期間中の平均発行済受益権に基づきます。
- (2) 発行済受益権1口当たりの報告額は、本信託の原投資の公正価値が変動することに関連する、本受益権の取引時期に起因した当該期間の投資における利益(損失)総額の変動と整合しない場合があります。
- (3) 割合は年率換算されています。
- (4) 割合は年率換算されていません。

8. 後発事象

これらの財務書類において追加の開示が必要である、2026年3月31日以降に発生した事象は認識していません。

[前へ](#)

(2) 【投資有価証券明細表等】**【投資株式明細表】**

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当事項はありません。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

上記「(1) 資産及び負債の状況-投資明細表」をご参照ください。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

(2026年3月31日現在)

資本金の額(ドル)	16,000,000
発行する株式の総数	該当なし
発行済株式総数	該当なし

(2)【事業の内容及び営業の状況】

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)投資および価値保存の手段として金の利用を促進することによる、金の需要の刺激と維持、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発の実行、(c)金に関するデータ、情報および知見の収集ならびに普及事業の遂行を目的として組織されました。

本信託におけるスポンサーの役割については、2025年12月22日に提出された有価証券報告書中の「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3)運用体制」をご参照ください。

スポンサーは、その他のファンドのスポンサーを務めておらず、またはその他のファンドに参加もしていません。

(3)【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他スポンサー等又は本信託に重要な影響を及ぼした事実

該当事項はありません。

訴訟事件その他スポンサー等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

5【管理会社の経理の概況】

スポンサーの2025年および2024年12月31日に終了した事業年度の原文の法定外の財務書類は、当該財務書類中に記載された会計方針に準拠して作成されており、SPDR[®] ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして、特に日本の金融商品取引法の要求を満たすために作成されています。日本文の法定外の財務書類は、原文の法定外の財務書類を翻訳したものです。スポンサーの財務書類の日本における開示については、財務諸表等規則第328条第5項ただし書の規定が適用されています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいいます。)であるKPMG LLP(英国の監査法人)による関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(英国)に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、ドルで表示されていますが、日本文の法定外の財務書類は、財務諸表等規則第331条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2026年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル=159.46円を用いて行われ、円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

(1)【資産及び負債の状況】

財政状態計算書

2025年12月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		千ドル	千円	千ドル	千円
資産					
無形資産	11	14	2,232	25	3,987
繰延税金資産	6	8	1,276	-	-
固定資産		22	3,508	25	3,987
現金および現金同等物		57,485	9,166,558	54,136	8,632,527
スポンサー報酬未収入金	4	49,877	7,953,386	25,094	4,001,489
関連グループ企業からの未収入金	8	-	-	92	14,670
前払金		9	1,435	-	-
流動資産		107,371	17,121,380	79,322	12,648,686
総資産		107,393	17,124,888	79,347	12,652,673
資本					
株式資本		16,000	2,551,360	16,000	2,551,360
繰越利益剰余金		27,234	4,342,734	22,867	3,646,372
資本合計		43,234	6,894,094	38,867	6,197,732
負債					
未払金および未払費用	5	23,992	3,825,764	12,290	1,959,763
未払法人所得税	6	9,158	1,460,335	9,949	1,586,468
関連グループ企業への未払金	8	31,009	4,944,695	18,241	2,908,710
流動負債		64,159	10,230,794	40,480	6,454,941
負債合計		64,159	10,230,794	40,480	6,454,941
資本および負債合計		107,393	17,124,888	79,347	12,652,673

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

これらの法定外の財務書類は当社の取締役会によって承認され、当社を代表して以下の役員によって署名されました。

(署名)
ジョナサン・D・スピーゲル
最高経営責任者

2026年4月30日
署名日

(署名)
アマンダ・クリチマン
最高財務会計責任者

2026年4月30日
署名日

(2)【損益の状況】

包括利益計算書

2025年12月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		千ドル	千円	千ドル	千円
収 益					
スポンサー報酬収益		427,805	68,217,785	262,040	41,784,898
その他収益		10	1,595	302	48,157
収益合計		427,815	68,219,380	262,342	41,833,055
費 用					
SPDR [®] ゴールド・ トラスト費用	7	(177,285)	(28,269,866)	(117,289)	(18,702,904)
市場開発費	7	(209,891)	(33,469,219)	(90,141)	(14,373,884)
一般管理費	7	(93)	(14,830)	(73)	(11,641)
運営支出合計		(387,269)	(61,753,915)	(207,503)	(33,088,428)
営業利益		40,546	6,465,465	54,839	8,744,627
為替差損		(64)	(10,205)	(10)	(1,595)
税引前利益		40,482	6,455,260	54,829	8,743,032
法人所得税	6	(16,051)	(2,559,492)	(9,949)	(1,586,468)
当期利益		24,431	3,895,767	44,880	7,156,565
当期包括利益合計		24,431	3,895,767	44,880	7,156,565

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

資本変動計算書

2025年12月31日に終了した年度

	株式資本		繰越利益剰余金		合 計	
	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円
2024年1月1日現在	16,000	2,551,360	34,476	5,497,543	50,476	8,048,903
当期包括利益合計	-	-	44,880	7,156,565	44,880	7,156,565
支払配当金	-	-	(50,527)	(8,057,035)	(50,527)	(8,057,035)
みなし配当	-	-	(5,962)	(950,701)	(5,962)	(950,701)
2024年12月31日現在	16,000	2,551,360	22,867	3,646,372	38,867	6,197,732
2025年1月1日現在	16,000	2,551,360	22,867	3,646,372	38,867	6,197,732
当期包括利益合計	-	-	24,431	3,895,767	24,431	3,895,767
支払配当金	-	-	(20,064)	(3,199,405)	(20,064)	(3,199,405)
2025年12月31日現在	16,000	2,551,360	27,234	4,342,734	43,234	6,894,094

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した年度

	2025年		2024年	
	千ドル	千円	千ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業利益	40,546	6,465,465	54,839	8,744,627
<i>調整:</i>				
みなし配当(非現金)	-	-	(5,962)	(950,701)
無形資産償却費	11	1,754	6	957
外国為替変動	(64)	(10,205)	(10)	(1,595)
	(53)	(8,451)	(5,966)	(951,338)
<i>変動:</i>				
関係会社再請求未払金の増加	12,860	2,050,656	22,345	3,563,134
スポンサー報酬未収入金の(増加)	(24,783)	(3,951,897)	(5,595)	(892,179)
その他資産の(増加)/減少	(9)	(1,435)	8	1,276
その他負債の増加/(減少)	3,702	590,321	(3,057)	(487,469)
営業活動で生じる現金	32,263	5,144,658	62,574	9,978,050
税金支払額	(8,850)	(1,411,221)	-	-
営業活動によるキャッシュ純額の流入	23,413	3,733,437	62,574	9,978,050
投資活動によるキャッシュ・フロー				
無形資産の購入	-	-	(4)	(638)
投資活動によるキャッシュ純額の(流出)	-	-	(4)	(638)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金支払額	(20,064)	(3,199,405)	(50,527)	(8,057,035)
財務活動によるキャッシュ純額の(流出)	(20,064)	(3,199,405)	(50,527)	(8,057,035)
現金および現金同等物の純増加	3,349	534,032	12,043	1,920,377
期首における現金および現金同等物	54,136	8,632,527	42,093	6,712,150
期末における現金および現金同等物	57,485	9,166,558	54,136	8,632,527

添付注記は、これらの法定外の財務書類の一部を構成しています。

法定外の財務書類の注記

2025年12月31日に終了した年度

1 報告事業体

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「当社」または「WGTS」といいます。)は、2002年7月17日に設立された、米デラウェア州にある有限責任会社です。WGTSは、デラウェア法人であるダブリュー・ジー・シー(米国)・ホールディングス・インク(WGC (US) Holdings, Inc.)(以下「WGH Inc」といいます。)により完全所有されています。最終持株会社はスイスで登録されたアソシエーションであるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)(以下「WGC」といいます。)です。

当社の主たる事業を行う場所は、685 Third Avenue, Suite 2702, New York, NY 10017, United States of Americaです。当社の登記上の事務所は、251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808 United States of Americaです。

WGTSは、2004年11月12日に、信託約款(以下「本信託約款」といいます。)に従って、ニューヨーク法の下で設立され、その受益権がNYSEアーカ取引所で取引されているインベストメント・トラストであるSPDR[®] ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)のスポンサーです。本受益権はシンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所、および香港証券取引所にも上場しています。

WGTSは本信託の設立および本信託受益権の登録に責任を有していました。WGTSは本信託の受託者(以下「本受託者」といいます。)であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよび本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監視していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。WGTSは、本信託の全般的な動向を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。WGTSは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、合衆国の証券取引委員会に提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。WGTSは、本信託の独立登録会計事務所を指名し、時には本信託のために法律顧問を雇用します。WGTSは、本信託のために、本信託の情報を含むウェブサイトを維持管理します。

本信託の唯一の経常費用は、本信託の純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われる費用です。スポンサー報酬収益の対価として、WGTSは本信託の通常の手数料および費用のすべてを負担しています。本信託の通常の手数料および費用は、受託者の手数料および費用、本信託の金地金の金カストディ業務のカストディアンの手数料および費用、WGTSの報酬および費用、一定の税金、マーケティング・エージェント報酬、印刷および郵便費用、リーガルおよび監査費用、登録費用、NYSEアーカ取引所上場費用ならびにその他マーケティング手数料および費用を含みます。

本信託の投資目標は、本信託費用を控除した金地金の価格のパフォーマンスを反映することです。金の価格は、世界的な金の需要と供給、インフレ率に関する投資家の予想、為替レート、金利、ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、所得の伸び率、国内総生産及び金融政策などのその他の経済変数、世界または地域の政治、経済または金融関連の事象および状況を含む、いくつかの要因により影響を受けます。将来の購買力という観点から、金が長期的な価値を維持する保証はありません。金価格が下落した場合、当社のスポンサー報酬収益および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

WGTS、その関連会社および役員は、本信託約款の下での職務の遂行により発生した特定の損失、債務および費用について本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。ただし、免責される当事者の本信託約款の下での義務および職務が、重過失、不誠実、故意の不正行為、悪意の不法行為または認識ある過失である場合には免責されません。かかる免責には、本信託約款の下での請求または債務に関する防御を行うことにより生じた、本信託が支払う費用および支出も含まれます。本信託約款の下では、WGTSは本信託約款の下でのその活動に関連する支払について、当該行為が本信託約款の条項の下で補償されることが不適格とみなされない限りにおいて、本信託より補償を受けることができます。WGTSはまた、マーケティング・エージェント契約または指定参加者と締結した契約で、バスケットの設定および償還ならびに設定および償還に必要な金および現金の決済手続きを提供する契約から生じた損失、債務または支出で、受託者よりWGTSに提供された不実の主張または書面に含まれる重要な事実に対して虚偽の疑いがある主張により生じたものに限り、本信託によって補償され、損害を被りません。WGTSに対して支払可能な金額は、本信託の資産に対する担保で確保されています。WGTSは所定の債務に対し、所定の当事者を免責すること、およびかかる当事者がその債務に関して支払わなければならない支払を行うことに合意しています。受託者は、スポンサーから支払われるべき補償および拠出で、WGTSから期限内に支払われない額の債務について、本信託の資産のみを引き当てとし、かつその範囲内で、かかる当事者に償還することに合意しています。WGTSは、受託者が、前述の償還義務に関連して支払う金額の範囲内で、本信託の利益のために、償還を受けた当事者のWGTSに対する権利を代位および継承することに合意しています。

2 作成の基礎

WGTSの法定外の財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および添付注記1から12により構成されます。かかる法定外の財務書類は、本信託の東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして当社が日本の金融商品取引法の要求を満たすために、2025年12月31日現在での当社の資産、負債、収益、費用、資本について提供するために作成されています。

遵守について

法定外の財務書類は、国際会計基準審議会(IASB)が公表した国際財務報告基準(IFRS)に従い、作成されています。

継続企業

これらの法定外の財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されており、これは当社が満期となった負債を返済することができるかと仮定するものです。

2025年12月31日時点において、当社は43.2百万ドル(2024年：38.8百万ドル)の正味流動資産を有しています。当社は、合理的な潜在的下落を考慮に入れても当社が満期となった負債を返済する資金を十分に有することを示す、それらの法定外の財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間のキャッシュ・フロー予測を作成しました。

したがって、当社は、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成しました。

測定の基礎

法定外の財務書類は、明記のない限り、取得原価基準の下で作成されています。

機能および提示通貨

法定外の財務書類は、当社が事業活動を行う主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。当社の法定外の財務書類は、機能通貨であるドルで表記されています。

新しい基準書および解釈指針

当事業年度において当社に適用される新しい基準および解釈はありません。

表示上の端数処理の変更

2025年1月1日以降、当社は、これらの法定外の財務書類における金額表示に適用する端数処理の水準を変更しました。従前の期間においては、金額は米ドルの実額で表示していました。当期より、特段の記載がない限り、金額は米ドル千単位(US\$ ' 000)で表示しています。この変更は、明瞭性および業界慣行との整合性を強化することならびに法定外の財務書類の読みやすさを改善することを目的としています。比較情報は、新たな端数処理の方法を反映し再表示されています。表示上の端数処理の変更は、法定外の財務書類において報告される一切の金額の測定に影響を与えるものではなく、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに一切影響を及ぼすものではありません。

3 重要な会計方針

下記に記載の会計方針は本法定外の財務書類中で提示されるすべての事業年度を通じて適用されています。

外貨建取引と残高

当社の外貨建取引は、その月の平均為替レートで会計処理されます。当該外貨建取引および残高の決済に起因した実現利益および損失は、包括利益計算書に計上しています。

当社の外貨建残高は、財政状態計算書の日付時点の直物為替レートで米ドルに再測定されます。当社の機能通貨以外の通貨による貨幣資産および貨幣負債の再測定から生じる未実現利益および損失は、包括利益計算書に計上されます。外貨建取引で取得した非貨幣性項目のうち、取得原価で測定されるものは再測定されません。

引当金

引当金は、過去の事象の結果として、確実に見積もることができる現在の法的または解釈上の義務を当社が有し、かつその義務を果たすために経済的便益の流出が必要とされることが想定される場合、認識されます。

引当金は、現在の市場における貨幣の時間価値および負債固有のリスクを反映した税引前のレートにより予測された将来のキャッシュ・フローを割り引いて決定されます。

金融商品

・ 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金残高および3か月以内に満期が到来する銀行預金で構成されています。

・ スポンサー報酬未収入金

本信託の未収のスポンサー報酬収益は、金融資産に該当し、具体的には重要な金融要素を含まない営業債権であり、当初は取引価格により測定および計上されます。スポンサー報酬収益は日々発生します。スポンサー報酬未収入金は、本信託により後払いで月々決済されます。

・ 関連グループ企業からの未収入金

関連グループ企業からの未収入金は、当初請求額から予想信用損失に係る引当金の見積額を控除した金額で計上され、当該金額で評価されます。

・ 未払金および未払費用

未払金および未払費用は、当初請求額で計上され、当該金額で評価されます。

スポンサー報酬収益

スポンサー報酬収益は、本信託からWGTSに支払われる報酬を表します。SPDR[®] ゴールド・トラストのティッカーはGLD[®]であり、NYSEアーカ取引所、シンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所、および香港証券取引所に上場しています。

本信託の唯一の経常費用は、純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々生じるWGTSに対して支払われるスポンサー費用です。スポンサー報酬収益の対価として、WGTSは、本信託の通常の手数料および費用をすべて負担しています。本信託の管理を規定する本信託約款の条項に従って、発生基準で認識されます。

WGTSは、本信託が事業を続け市場での立場を維持することを保証するスポンサーサービスと引き換えに、本信託のNAVに基づくスポンサー報酬収益を受け取ります。本信託のNAVを決定するために、受託者は、本信託の金および他のすべての資産の合計価値から、本信託のすべての見積もられた手数料の累計、費用およびその他の負債を差し引きます。WGTSは、各期間に適用されるNAVに基づいてサービスが履行されるため、その期間のスポンサー報酬収益を認識します。

WGTSは、カスタディアン、受託者、マーケティング・エージェントなどの第三者のサービス提供者との取り決めにおいて当事者としての役割を果たします。したがってWGTSはスポンサー報酬収益を総額基準で認識します。

SPDR[®] ゴールド・トラスト費用

SPDR[®] ゴールド・トラスト費用は、本信託のマーケティング・エージェント、本信託の金の延べ棒の保管を行うカストディアンおよび取引を扱う本受託者に支払う費用ならびに注記1で言及したその他の費用を表しています。かかる支出は発生主義で認識されます。

所得税

当社は、その年の課税所得に基づいて所得税を計上しています。税金費用は、当期税金および繰延税金の合計を表します。

当期税金は、当期の課税所得または課税損失に係る未払税または未収税の見込額および前年度に係る未払税または未収税の調整額から構成されます。当期の未払税または未収税の金額は、所得税に関する不確実性がある場合には当該不確実性を反映した、支払または受取が見込まれる税額の最善の見積額です。当社が営業活動を行う地域に関連した法律に基づき、報告日において制定又は実質的に制定されている税率を用いて測定されます。

繰延税金は、資産および負債の課税基準額とそれらの財務報告目的の帳簿価額との間に生じるすべての一時差異について、負債法により計上されます。繰延税金は、当該負債が決済されるまたは資産が計上される期間に適用されると見込まれる税率で算定されます。繰延税金は、包括利益計算書において費用または収益として認識されます。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用することができる課税所得を稼得できる可能性が高い範囲について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各財政状態計算書日現在で見直され、資産の全額または一部の回収が許容されるのに十分な課税所得を獲得できない可能性が高い範囲で減額されます。

無形資産

資産化された技術、コンピューターのソフトウェアおよび開発は、償却およびあらゆる減損引当金控除後の取得原価で表示されます。償却は、最長3年までの資産の見積耐用年数にわたり、包括利益計算書において定額法で計上されます。

4 金融リスク管理

かかる注記は、以下に示される各リスクについて、当社のエクスポージャーに関する情報を示しています。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク

詳細な開示は、当該法定外の財務書類に含まれています。

リスク管理の枠組み

リスク管理は、全般的リスク管理の原則ならびに信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクなどの特定の分野に関する明文化された方針を提供するWGCが定めた方針に従って行われます。

信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品のカウンターパーティが金融商品に対してその契約上の義務を果たさない場合の当社の財務的損失リスクであり、主に顧客からの当社の未収入金から生じます。

信用リスクに著しい増加があるか否かを評価するため、当社は、報告日時点における当該未収入金の債務不履行のリスクと当初認識日時点における債務不履行のリスクと比較します。

金融商品は、債務不履行のリスクが低く、かつ発行者が短期的に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する強い支払い能力を有している場合、信用リスクが低いものとみなされます。

債務者が契約上の支払期日から60日超の延滞となっている場合には、信用リスクが著しく増加しているとみなされず。

金融資産に係る債務不履行は、相手方が支払期日到来後90日以内に契約上の支払を履行しない場合に発生します。

金融商品は、利息および/または元本の返済が120日超の延滞となっている場合、または顧客が破産手続に入る可能性が高い場合には、信用減損が生じています。

債務者が当社と返済計画に応じないなど回収の見込みが合理的に全くない場合には、金融資産は償却されます。WGTSは、債務者が契約上の支払につき120日超の延滞となっている場合に、貸付金または未収入金を償却対象として分類します。貸付金または未収入金が償却された場合、当社は、貸付金の回収を試みるため、引き続き執行活動を行います。回収される場合には、当該回収額は、包括利益計算書において一般管理費の中で認識されます。

当社の主たる営業上の債務者は本信託で、米国に拠点を置いています。債権額に履行の遅延または減損はなく、これに関する信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

2025年12月31日現在、スポンサー報酬未収入金49.9百万ドル(2024年：25.1百万ドル)の価値は、信用リスクの最大のエクスポージャーを示しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、現金払いまたはその他の金融資産で決済される金融負債に関する義務を果たすことに伴って、困難に直面するリスクです。

流動性リスク管理の最終責任は、流動性リスク管理の枠組みを構築しているWGCグループにあります。流動性リスク管理は、金融資産および金融負債の満期特性を一致させると同時に、十分な準備金を確保し、継続的に予測および実際のキャッシュ・フローを監視することを通じて、実現されます。

2025年12月31日現在、64.2百万ドル(2024年：40.5百万ドル)の流動負債は、財政状態計算書の日付から1年以内に期限が到来する予定です。利息が付される残高は存在しません。

市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場といった市場価格、金利および株式価格の変動が当社の利益またはその金融資産の保有価値に影響を与えるリスクです。

スポンサー報酬収益、SPDR[®] ゴールド・トラスト費用および費用の大半がドルで発生するため、当社の外国為替相場に対するエクスポージャーは軽微です。

当社は外部借入がないため、金利に対するエクスポージャーは軽微です。

関連グループ企業からの未収入金および未払金の残高は無利息であり、支払期日から90日以内、またはそれ以前に支払期日が到来します。

金価格の変動は、本信託の株式価格に直接影響を与えると予想され、その結果、WGTSが得ているスポンサー報酬収益に影響を及ぼすと予想されます(得たスポンサー報酬収益は、本信託のNAVの割合として計算されるため)。短期的な価格変動は過去に発生しており、将来も発生します。

資本管理

当社は、利害関係者へのリターンを最大化する一方で、継続企業として存続を確保するために、借入債務とエクイティのバランスの最適化を通して、当社の資本を管理しています。当社の資本構成は、資本変動計算書に概説されている資本抛出自ら利益剰余金からなるエクイティにより構成されます。

保有する金融資産

当社は、現金57.5百万ドル(2024年：54.1百万ドル)、本信託からのスポンサー報酬未収入金49.9百万ドル(2024年：25.1百万ドル)および関連グループ企業からの未収入金0ドル(2024年：0.1百万ドル)を保有していました。利息を発生させる残高はありません。全ての残高が、要求払債権です。未収残高で、期限を過ぎているものはありません。

金融負債の期限

当社は、24.0百万ドル(2024年：12.3百万ドル)の本信託費用にかかる未払金および未払費用、31.0百万ドル(2024年：18.2百万ドル)の関連グループ企業への未払金を有しています。利息が発生する残高はありません。すべての残高が1年以内に期限が到来します。

5 未払金および未払費用

	2025年 千ドル	2024年 千ドル
未払金	70	124
未払費用	1,242	142
SPDR [®] ゴールド・トラスト関連未払費用	22,680	12,024
未払金および未払費用合計	23,992	12,290

6 課 税

当社は、WGH Incが完全所有する有限責任会社であり、法人として課税されます。従来、WGH Inc、WGC USA, Inc.および当社は各社単体で、フォーム1120の申告を行っていました。2014年度の期首以降、上記企業は、WGH Incを親会社として連結U.S.フォーム1120により申告しました。WGC USA, Inc.および当社は親会社の関係会社として申告します。2022年度の期首において、WGC USA Services Company Inc.が設立され、米国の連結納税グループに追加されました。WGH IncはWGC USA, Inc.、WGTSおよびWGC USA Services Company Inc.の80%超の持分を保有しているため連結することが可能であり、グループが連結U.S.フォーム1120の申告を行うことができます。

税務上の利益および損失は、通常、グループ法人内部で米ドル無対価で移転され、その内容が、当該法定外の財務書類に反映されます。

自主開示契約

米国税務グループは、前年度の未払税について、米国の様々な税管轄地に自主開示契約(VDA)を提出しました。2025年12月31日に終了した事業年度において、当社は、税金、利息および罰金を含めて6.4百万米ドルの税金負債があります。当該費用は、包括利益計算書において所得税の中に記載されています。負債は、財政状態計算書において流動税金負債の中に記載されています。

2025年度の実効税率は39.65%(2024年：18.15%)です。

税金費用の分析	2025年 千ドル	2024年 千ドル
当期剰余に対する当期税金	9,674	12,235
当事業年度の繰延税金額	(8)	(145)
前事業年度調整の影響	6,385	1
グループからの税務上の便益	-	(2,142)
当期税金費用	16,051	9,949

米国連邦税は年間の見積課税可能利益の21%で算定されます。会計上の利益に対して、年間繰入合計額は、以下のとおり調整できます。

税調整	2025年 千ドル	2024年 千ドル
税引前利益	40,482	54,829
連邦税率21%での税金	8,501	11,514
以下の影響：		
減算不能費用	-	28
州税	1,165	548
前事業年度調整の影響	6,385	1
グループからの税務上の便益	-	(2,142)
当期税金費用	16,051	9,949

法人所得税負債	2025年 千ドル	2024年 千ドル
1月1日現在	9,949	5,339
当グループによる税金支払額	(8,000)	(5,339)
当期税金費用	16,059	12,235
グループからの税務上の便益	-	(2,286)
税金支払額	(8,850)	-
12月31日現在	9,158	9,949

繰延税金資産の調整	2025年 千ドル	2024年 千ドル
1月1日現在残高	-	-
当事業年後の繰延税金額	(8)	(145)
グループからの税務上の便益	-	145
12月31日現在	(8)	-

7 営業支出

	2025年 千ドル	2024年 千ドル
SPDR[®] ゴールド・トラスト費用		
マーケティング・エージェント報酬	133,951	88,191
カストディアン報酬	26,458	19,175
受託者報酬	10,695	6,551
その他のスポンサー関連報酬	6,181	3,372
SPDR[®] ゴールド・トラスト費用合計	177,285	117,289
市場開発費		
マーケット開発費	209,891	90,141
市場開発費合計	209,891	90,141
一般および運営上の支出		
プロフェッショナル報酬	72	50
旅費およびその他費用	21	23
一般および運営上の支出合計	93	73
運営支出合計	387,269	207,503

当社の監査人であるKPMG LLPの当該法定外の財務書類の監査に対する報酬は、0.05百万ドル(2024年：0.03百万ドル)です。費用は、親会社であるWGCが負担します。当社の監査人もまた、法定外の財務書類の英語から日本語への翻訳の正確性に関する合意された手続きを行います。合意された手続きの費用は0.02百万ドル(2024年：0.01百万ドル)で、当社が負担しています。

当社の法定外の財務書類の監査および合意された手続きを除き、当社およびその関連会社へのサービスに関して当社の監査人およびその関連会社が受け取ることができる金額は、代わりに当社の親会社であるWGCの連結財務書類に連結ベースで開示されているため、当該法定外の財務書類では開示されていません。

8 関連当事者取引

サービス支払額

関連当事者との取引は、独立企業間取引に適用される条件と同等の条件で行われております。

サービス支払額は、資産クラスとしての金の促進および各関連当事者の属する法域における金の需要を全体的に喚起・維持することを目的として、当該法域において特定の活動および施策を実施した次の関連当事者に支払われました。これらの活動および施策は、金産業全体および資産クラスとしての金に直接的な利益をもたらすものであり、その結果として当社にも間接的な利益をもたらす可能性があります。

2024年の間(2025年には該当なし)サービス支払額は、関連当事者を代理する当社によって遂行された業務に対して、関連当事者からも受け取ります。当社に対しての未払金の純額または当社の未払金の純額は、無利息であり、支払期日から90日以内、またはそれ以前に返済されます。

	当社への(または当社による) サービス提供		当社の 未収入金(未払金)	
	2025年 千ドル	2024年 千ドル	2025年 千ドル	2024年 千ドル
関連当事者				
WGC (UK) Limited	97,556	49,018	(17,005)	(14,318)
WGC USA Asset Management Company, LLC	16,958	(92)	(7,726)	92
WGC USA, Inc.	56,764	40,979	(1,253)	(3,779)
WGC USA Services Company, Inc.	518	144	(154)	(144)
WGC (US) Holdings, Inc.	1,349	-	(390)	-
World Gold Council, an Association incl. branches	10,640	-	(144)	-
World Gold Council China Co Limited (Shanghai WFOE)	5,019	-	(1,030)	-
World Gold Council Middle East FZCO	2,562	-	(837)	-
World Gold Council (India) Private Limited	12,687	-	(1,087)	-
World Gold Council (Singapore) Private Limited	5,265	-	(1,348)	-
World Gold Council KK	272	-	(35)	-

SPDR® ゴールド・トラスト

報酬は、本信託約款の下で本信託のために行われたスポンサーサービス、本信託のウェブサイトの維持に関連して行われたサービスの対価として、本信託から当社に支払われます。当社のスポンサー報酬収益は、毎月後払いされ、本信託の純資産価額(NAV)の0.40%に相当する年率で日々発生します。本信託のNAVは、当社に発生するスポンサー報酬を調整した後の本信託の純資産の公正価値を示しています。

スポンサー報酬収益はすべて、当社が本信託にスポンサーサービスを提供することで得たものです。当社のスポンサー報酬収益の大部分は米国で得られたものです。当社のスポンサー報酬収益の権利は毎日無条件で本信託に移転し、当社の将来の業績には左右されないため、当社は契約資産を保有していません。さらに、スポンサー報酬収益は日々発生し、後払いで月々支払われるため、当社が対価を受領したサービスを本信託に移転する義務はありません。

配当金

WGTSは、2025年において、WGH Incに対して、総額20.1百万ドルの配当を支払いました(2024年：50.5百万ドル)。

9 主要な経営陣の報酬

主要な経営陣に対する報酬は、0.3百万ドルの短期従業員給付(2024年：1.2百万ドル)、0ドルの退職後従業員給付(2024年：0ドル)、0ドルの長期従業員給付(2024年：0ドル)および0ドルの退職給付(2024年：0ドル)です。

10 財務上のコミットメント及び保証

	2025年 千ドル	2024年 千ドル
契約済だが未履行の会計年度末時点の資本コミットメント	-	-
契約済だが未履行の会計年度末時点の金融保証	-	-

2022年11月、当社はWGCのニューヨークオフィスのリース権益をWGC USA, Inc.に譲渡しました。

WGC USA, Inc.は同リース下の当社のすべての債務を引き受けました。当社はまた、家主に対するWGC USA, Inc.の債務を保証しています。WGC USA, Inc.は当社との間に継続して適切なサービスの取り決めがあるため、2025年12月31日および2024年12月31日現在、WGC USA, Inc.が家主に対する債務を履行しない可能性はありません。

11 無形資産

当社は、独自のソフトウェア開発という形で無形資産を保有しています。取得したソフトウェアは、償却期間36ヶ月間の定額法で償却しています。

	ソフトウェア 千ドル	合計 千ドル
取得原価		
2024年1月1日現在	27	27
取得	4	4
2024年12月31日現在	31	31
取得	-	-
2025年12月31日現在	31	31
償却累計額		
2024年1月1日現在	-	-
償却	(6)	(6)
2024年12月31日現在	(6)	(6)
償却	(11)	(11)
2025年12月31日現在	(17)	(17)
帳簿価額		
2024年1月1日現在	27	27
2024年12月31日現在	25	25
2025年12月31日現在	14	14

12 後発事象

当社は、貸借対照表日後から法定外の財務書類発行日までに発生した後発事象および取引を評価しました。この再検討により、当社は、法定外の財務書類において認識または開示が必要となるいかなる後発事象も認識していません。

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書

監査意見

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2024年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される重要な会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2024年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および重要な会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA (UK) 800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2022年9月22日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、SPDR® ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる法定外の財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

役員は、会社を清算または営業を停止する意思がなく、また、会社の財政状態からこれが現実的であると判断したため、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成した。また、役員は、法定外の財務書類の承認日から少なくとも1年間(以下「継続企業期間」という。)において、継続企業としての継続性に重大な疑義を生じさせる重要な不確実性はないと結論づけた。

役員の結論に対する評価として、私どもは会社の事業モデル固有のリスクを考慮し、それらのリスクが継続企業期間における会社の財源または事業を継続する力にどのように影響し得るか分析した。

かかる作業に基づく私どもの結論は、以下の通りである。

- ・私どもは、法定外の財務書類の作成において、役員が会計上、継続企業的前提を使用することが適切であると考え
- る。
- ・私どもは、継続企業期間中、個別または全体として、継続企業としての会社の継続性に重大な疑義を生じさせうる事象または状況に関連する重要な不確実性について認識しておらず、かかる重要な不確実性がないという役員の評価に同意する。

しかし、すべての将来の事象または状況について予測することはできず、後発事象はその発生時における合理的な判断と矛盾する結果に終わることもあり得るため、上記の結論は、会社が事業を継続することを保証するものではない。

不正ならびに法令および規則の違反 - 発見能力

不正による重要な虚偽表示リスクの認識および対応

不正による重要な虚偽表示リスク(以下「不正リスク」という。)を識別するために、私どもは、不正を実行するもしくは不正を実行する機会を提供するような動機やプレッシャーを示唆する事象や状況を評価した。

- ・不正を防止し発見するための全社的な方針および手続きについて、また、不正、不正の疑いまたは不正の申立てに関して認識しているかどうかについて、役員への質問ならびに施策文書の管理および査閲
- ・取締役会および監査委員会議事録の閲覧
- ・通例でないまたは予期せぬ関係を識別するための分析的手続きの実施

私どもは、監査チームを通じて識別された不正リスクを伝達し、監査を通じてあらゆる不正の兆候に継続して注意した。

監査基準で要求されている通り、私どもは、経営者による内部統制の無効化のリスク、特に経営者が不適切な仕訳入力を行いうる立場にいるリスクに対処するための手続きを実施する。

取引は一般的には複雑でなく、SPDR® ゴールド・トラストの純資産価額(NAV)に直接的に関連する収益認識は、わずかな判断しか要さないため、かかる監査において、私どもは、収益認識に関する不正リスクはないと考える。

私どもは、いかなる追加的な不正リスクも認識していない。

私どもは、以下の事項を含む手続きを履行した。

- ・リスク基準に基づきテスト対象となる仕訳やその他の調整を特定し、特定された仕訳を裏付けとなる証憑と比較する。これらは、ほとんど使用されない勘定科目に記録されたものおよび収益や現金に関連する例外的な借方と貸方の勘定科目の組合せを含む。

法令および規則の違反に関連する重要な虚偽表示リスクの識別および対応

私どもは、一般商業およびセクター経験から、財務書類に重要な影響を及ぼすことが合理的に予想される法令および規則の分野を特定し、法令および規則の遵守に関する方針および手続きについて役員および他の経営者と検討した。

私どもは、監査チームを通じて認識された法令および規則を伝達し、監査を通じてあらゆる違反の兆候に継続して注意した。

それらの法令および規則の財務書類における潜在的影響は、相当に多様である。

第一に、会社は、財務報告に関する法律(関連する会社に関する法律を含む)、分配可能利益に関する法律、および税法を含む、財務諸表に直接影響を及ぼす法規制の適用を受けており、私どもは、関連する財務諸表項目に関する手続の一部として、これらの法規制の遵守の程度を評価した。

第二に、会社は、不遵守の結果、例えば罰金の賦課や訴訟により、財務諸表の金額や開示に重要な影響を及ぼす可能性があるその他多くの法規制の適用を受けている。私どもは、そのような影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、データ保護法、贈収賄防止、規制資本および会社の活動の性質を評価する流動性を特定した。

監査基準は、法令および規則の違反が生じた場合、当該違反を特定するために必要とされる監査手続きを、役員への質問ならびに規則文書および法律文書の調査に制限している。ゆえに、運営規則の違反が私どもに開示されず、または関連文書から明らかでない場合、監査は当該違反を発見しない。

不正または法令もしくは規則違反を発見する監査能力について

監査の固有の限界のため、監査の基準に準拠して適切に監査計画を策定し監査を実施しても、財務書類における重要な虚偽表示が発見されない可能性があるという回避できないリスクがある。たとえば、法令および規則の違反と財務書類に反映された事象および取引との関連性が低くなるほど、監査基準が要求する固有に制限された手続きが当該違反行為を特定する可能性は低くなる。

さらに、他の監査と同様に、不正の発見が行われないうリスクは依然として高くなっている。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の説明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。私どもの監査手続きは、重要な虚偽表示を発見するように計画されている。私どもは、違反または不正を防ぐ責任を負わず、すべての法令および規則の違反を発見することは期待されていない。

役員の責任

役員は報告書にて詳述される通り、役員の責任は、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および会計方針に基づき法定外の財務書類を作成することである。彼らは、作成の基礎がその状況に合ったものであることを決定する。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体(会社独自の内部の目的の場合を除く)または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、ケーピーエムジーLLPIは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)

ケーピーエムジーLLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2025年5月1日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services, LLC ('the Company ') for the year ended 31 December 2024 which comprise the statement of financial position, the statement of comprehensive surplus, the statement of changes in equity, the statement of cash flows and related notes including the material accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory financial statements of the Company for the year ended 31 December 2024 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the special purpose basis of preparation and material accounting policies set out in note 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)"), including ISA (UK) 800, and the terms of our engagement letter dated 22 September 2022. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter - special purpose basis of preparation

We draw attention to note 2 to the non-statutory financial statements, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory financial statements are prepared to assist the Company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as the sponsor to the listing of the SPDR® Gold Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the non-statutory financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

The Officers have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ("the going concern period").

In our evaluation of the Officers' conclusions, we considered the inherent risks to the Company's business model and analysed how those risks might affect the Company's financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the Officers' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate;
- we have not identified and concur with the Officers' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations - ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud.

- Enquiring of Officers, and management and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud.
- Reading Board and Audit Committee minutes.
- Using analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because transactions are typically not complex and revenue recognition, which is linked directly to the net asset value (“NAV”) of the SPDR® Gold Trust, requires minimal judgement.

We did not identify any additional fraud risks.

We performed procedures including:

- Identifying journal entries and other adjustments to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included those posted to seldom used accounts and those that contain unusual combinations of debits and credits in relation to revenue and cash.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience and discussed with the Officers and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), distributable profits legislation, and taxation legislation and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: data protection laws, anti-bribery, regulatory capital and liquidity recognising the nature of the Company's activities.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the Officers and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed non-compliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing non-compliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Officers' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 2, the Officers are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements in accordance with the special purpose basis of preparation and accounting policies as set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

01 May 2025

[訳 文]

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー宛て独立監査報告書**監査意見**

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「会社」という。)の2025年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、財政状態計算書、包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記3に記載される重要な会計方針を含む、関連する注記から構成されている。

私どもの意見では、2025年12月31日に終了した年度についての会社の法定外の財務書類は、すべての重要な点において、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および重要な会計方針に基づき適正に作成されていた。

監査意見の基礎

私どもは、ISA (UK) 800を含む国際監査基準(英国)(以下「ISAs(UK)」という。)および2025年11月26日付のエンゲージメント・レターの定める条件に従い監査を行った。私どもの責任は、後述の通りである。私どもは英国財務報告評議会(FRC)倫理基準を含む英国倫理要件の下での倫理責任を果たしており、かつ当該要件に従って会社から独立している。私どもは、入手した監査証拠が私どもの意見の基礎とするのに十分かつ適正であると確信している。

強調事項 - 作成の基礎の特別目的

私どもは、作成の基礎が記載されている法定外の財務書類の注記2を強調している。かかる注記に記載の通り、法定外の財務書類は、SPDR® ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、会社が日本の金融商品取引法の要件を充足するための補助として作成されている。結果として、かかる法定外の財務書類は他の目的には適合しないことがある。当該事項は、私どもの意見に影響を及ぼすものではない。

継続企業

役員は、会社を清算または営業を停止する意思がなく、また、会社の財政状態からこれが現実的であると判断したため、継続企業を前提として法定外の財務書類を作成した。また、役員は、法定外の財務書類の承認日から少なくとも1年間(以下「継続企業期間」という。)において、継続企業としての継続性に重大な疑義を生じさせる重要な不確実性はないと結論づけた。

役員の結論に対する評価として、私どもは会社の事業モデル固有のリスクを考慮し、それらのリスクが継続企業期間における会社の財源または事業を継続する力にどのように影響し得るか分析した。

かかる作業に基づく私どもの結論は、以下の通りである。

- ・私どもは、法定外の財務書類の作成において、役員が会計上、継続企業の前提を使用することが適切であると考え
- る。
- ・私どもは、継続企業期間中、個別または全体として、継続企業としての会社の継続性に重大な疑義を生じさせうる事象または状況に関連する重要な不確実性について認識しておらず、かかる重要な不確実性がないという役員の評価に同意する。

しかし、すべての将来の事象または状況について予測することはできず、後発事象はその発生時における合理的な判断と矛盾する結果に終わることもあり得るため、上記の結論は、会社が事業を継続することを保証するものではない。

不正ならびに法令および規則の違反 - 発見能力

不正による重要な虚偽表示リスクの認識および対応

不正による重要な虚偽表示リスク(以下「不正リスク」という。)を識別するために、私どもは、不正を実行するもしくは不正を実行する機会を提供するような動機やプレッシャーを示唆する事象や状況を評価した。私どものリスク評価手続きには以下の事項を含む。

- ・不正を防止し発見するための全社的な方針および手続きについて、また、不正、不正の疑いまたは不正の申立てに関して認識しているかどうかについて、役員への質問ならびに施策文書の管理および査閲
- ・取締役会および監査委員会議事録の閲覧
- ・通例でないまたは予期せぬ関係を識別するための分析的手続きの実施

私どもは、監査チームを通じて識別された不正リスクを伝達し、監査を通じてあらゆる不正の兆候に継続して注意した。

監査基準で要求されている通り、私どもは、経営者による内部統制の無効化のリスク、特に経営者が不適切な仕訳入力を行いうる立場にいるリスクに対処するための手続きを実施する。

取引は一般的には複雑でなく、SPDR® ゴールド・トラストの純資産価額(NAV)に直接的に関連する収益認識は、わずかな判断しか要さないため、かかる監査において、私どもは、収益認識に関する不正リスクはないと考える。

私どもは、いかなる追加的な不正リスクも認識していない。

私どもは、以下の事項の手続きを履行した。

- ・リスク基準に基づきテスト対象となる仕訳やその他の調整を特定し、特定された仕訳を裏付けとなる証憑と比較する。これらは、収益や現金に関連する例外的な借方と貸方の勘定科目の組合せおよび「不正」を含む特定のキーワードを組み込んでいるものを含む。

法令および規則の違反に関連する重要な虚偽表示リスクの識別および対応

私どもは、一般商業およびセクター経験から、法定外の財務書類に重要な影響を及ぼすことが合理的に予想される法令および規則の分野を特定し、法令および規則の遵守に関する方針および手続きについて役員および他の経営者と検討した。

私どもは、監査チームを通じて認識された法令および規則を伝達し、監査を通じてあらゆる違反の兆候に継続して注意した。

それらの法令および規則の法定外の財務書類における潜在的影響は、相当に多様である。

第一に、会社は、財務報告に関する法律(関連する会社に関する法律を含む)、分配可能利益に関する法律、および税法を含む、法定外の財務諸表に直接影響を及ぼす法規制の適用を受けており、私どもは、関連する財務諸表項目に関する手続きの一部として、これらの法規制の遵守の程度を評価した。

第二に、会社は、不遵守の結果、例えば罰金の賦課や訴訟により、法定外の財務諸表の金額や開示に重要な影響を及ぼす可能性があるその他多くの法規制の適用を受けている。私どもは、そのような影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、データ保護法、贈収賄防止、規制資本および会社の活動の性質を評価する流動性を特定した。

監査基準は、法令および規則の違反が生じた場合、当該違反を特定するために必要とされる監査手続きを、役員および他の経営者への質問ならびに規則文書および法律文書の調査に制限している。ゆえに、運営規則の違反が私どもに開示されず、または関連文書から明らかでない場合、監査は当該違反を発見しない。

不正または法令もしくは規則違反を発見する監査能力について

監査の固有の限界のため、監査の基準に準拠して適切に監査計画を策定し監査を実施しても、法定外の財務書類における重要な虚偽表示が発見されない可能性があるという回避できないリスクがある。たとえば、法令および規則の違反と法定外の財務書類に反映された事象および取引との関連性が低くなるほど、監査基準が要求する固有に制限された手続きが当該違反行為を特定する可能性は低くなる。

さらに、他の監査と同様に、不正の発見が行われないうリスクは依然として高くなっている。不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の説明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。私どもの監査手続きは、重要な虚偽表示を発見するように計画されている。私どもは、違反または不正を防ぐ責任を負わず、すべての法令および規則の違反を発見することは期待されていない。

役員の責任

役員は報告書にて詳述される通り、役員の責任は、法定外の財務書類の注記2および注記3に記載される特別目的の作成の基礎および会計方針に基づき法定外の財務書類を作成することである。彼らは、作成の基礎がその状況に合ったものであることを決定する。彼らが決定するかかる内部統制は、不正または誤謬による重要な虚偽表示を防ぎ、会社が継続企業として継続する力を査定し、該当する場合は継続企業に関する事項を開示し、会社を清算または営業を停止する意思がある、またはそれ以外に他に現実的な選択肢がない場合を除き、会計の継続企業の前提を使用する法定外の財務書類を作成することを可能にするために必要である。

監査人の責任

私どもの目的は、法定外の財務書類が全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得、私どもの意見を記載した監査報告書を出すことである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAs(UK)に準拠して行われた監査が、重要な虚偽表示があった場合に常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体として、法定外の財務書類を基準として行われる使用者の経済判断に影響をもたらすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

より詳細な私どもの責任に関する記載は、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)に掲載されている。

監査の目的および責任を負う対象

私どもの報告書は会社に対して、契約に定める条件に従ってのみ作成された。私どもの報告書は、全体(会社独自の内部の目的の場合を除く)または部分的にも、私どもの文書による事前の許可なく、写しを作成され、参照または開示されないことを前提として、会社が開示された。

私どもの報告書は、当時の会社の必要性により決定された会社の合意した要件を充足するように作成された。したがって、私どもの報告書は、いかなる目的のためにも、あるいはいかなる文脈においても、会社以外で私どもに対して権利を取得することを欲する者によって、使用あるいは依拠されることに適したものとされていない。会社以外で私どもの報告書またはその複製を入手し、私どもの報告書(または報告書の一部)に依拠しようとするいかなる者も、自身のリスクでそのようにするものとする。法律が許容する最大限の範囲において、KPMG LLPIは、私どもの本報告書について、会社以外の何人に対しても責任を負うものではなく、また、かかる責任を引き受けるものではない。

(署名)

KPMG LLP

勅許会計士

E14 5GL ロンドン

カナダ・スクエア 15

2026年4月30日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO WORLD GOLD TRUST SERVICES LLC

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services, LLC ("the Company ") for the year ended 31 December 2025 which comprise the Statement of financial position, the Statement of comprehensive surplus, the Statement of changes in equity, the Statement of cash flows, and related notes, including the material accounting policies in note 3.

In our opinion the non-statutory financial statements of the Company for the year ended 31 December 2025 have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the special purpose basis of preparation and material accounting policies set out in note 2 and 3 to the non-statutory financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)"), including ISA (UK) 800, and the terms of our engagement letter dated 26 November 2025. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under and are independent of the Company in accordance with UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Emphasis of matter - special purpose basis of preparation

We draw attention to note 2 to the non-statutory financial statements, which describes their basis of preparation. As explained in that note, the non-statutory financial statements are prepared to assist the Company for the purpose of the Company satisfying the requirements of the Financial Instruments and Exchange Act of Japan as the sponsor to the listing of the SPDR® Gold Trust on the Tokyo Stock Exchange. As a result, the non-statutory financial statements may not be suitable for another purpose. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Going concern

The Officers have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ("the going concern period").

In our evaluation of the Officers' conclusions, we considered the inherent risks to the Company's business model and analyzed how those risks might affect the Company's financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the Officers' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate;
- we have not identified, and concur with the Officers' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations - ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud.

Our risk assessment procedures included:

- Enquiring of Officers, and management and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud.
- Reading Board and Audit Committee minutes.
- Using analytical procedures to identify any unusual or unexpected relationships.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because transactions are typically not complex and revenue recognition, which is linked directly to the net asset value (“NAV”) of the SPDR® Gold Trust, requires minimal judgment.

We did not identify any additional fraud risks.

We performed the procedure below:

- Identifying journal entries and other adjustments to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included those containing unusual combinations of debits and credits in relation to revenue and cash and those containing certain key words including ‘fraud’.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the non-statutory financial statements from our general commercial and sector experience and discussed with the Officers and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the non-statutory financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the non-statutory financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), distributable profits legislation, and taxation legislation and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the non-statutory financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: data protection laws, anti-bribery, regulatory capital and liquidity recognizing the nature of the Company's activities.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the Officers and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the non-statutory financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed non-compliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the non-statutory financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing non-compliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Officers' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 2, the Officers are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements in accordance with the special purpose basis of preparation and accounting policies as set out in notes 2 and 3 to the non-statutory financial statements; determining that the basis of preparation is acceptable in the circumstances; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London

E14 5GL

30 April 2026